**平成２４年（フ）第４０２号**
熊本市西区花園７丁目61番３号
債務者　小篠　鉄幸
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３９４号**
兵庫県尼崎市東難波町３丁目19番25号
債務者　長井　裕義
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第３９５号**
兵庫県尼崎市三反田町１丁目14番１号
債務者　山野　康人
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４０１号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番25―304号
債務者　平田真理子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４２１号**
兵庫県尼崎市常光寺１丁目11番３号　メゾンデリオンⅡ502号、前住所兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番26―505号
債務者　廣畑友紀美（旧姓下之園）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１５２号**
長野県安曇野市穂高8027番地１
債務者　丸山　正布
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第２０７号**
岐阜市諏訪山１丁目14番17号
債務者　疋田　秀美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第３８２号**
兵庫県西宮市高須町１丁目１番18―412号
債務者　盛田　　大
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４１７号**
兵庫県西宮市美作町４番20―301号
債務者　吉山敏彦こと　權　　五燮
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１０８７号**
名古屋市守山区森孝４丁目619番地　三軒家第二住宅604号
債務者　山本千恵子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１２１号**
愛知県愛西市根高町本郷218番地７
債務者　濵嶋　伸輔
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１５３号**
住民票上の住所愛知県あま市七宝町安松小新田2352番地２
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１２６３号**
名古屋市中村区岩塚町１―39　ぱれっとハウス、住民票上の住所名古屋市中村区本陣通５丁目89番地　東新ビル202号
債務者　成田　茂彦
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２０９号**
神戸市東灘区深江北町３丁目７番１―504号
債務者　堀井　省吾
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４８８号**
神戸市長田区大日丘町３丁目２番１号　医療法人社団清春会介護老人保健施設サニーヒル内、住民票上の住所神戸市兵庫区中道通７丁目３番２号　Ｓコート301号室
債務者　花木　　実
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４９１号**
神戸市東灘区深江南町２丁目４番８―210号
債務者　古山香津美
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５０４号**
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目93番地の15、従前の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘２丁目473番地
債務者　田中模型製作所こと　田中　　巧
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部